

貴社の借上げ社宅等の入居者用火災保険

社宅総括契約のご案内

(リビングパートナー保険 総括契約に関する特約)

貴社の借上げ社宅等の入居者用火災保険を
ワンストップで管理でき、加入もれリスクが減少します!



「社宅総括契約」とは?

貴社が、役員・従業員の社宅に対する賃貸入居者用火災保険の「契約者」となり、役員・従業員を「被保険者」として契約することで、包括的に補償を提供する仕組みです。

「社宅総括契約」の特長

Before



社宅の火災保険は
役員・従業員に
まかせっきりの場合

会社が管理できていないと、
いつの間にか無保険状態となる
リスクがあります

社宅の火災保険は
会社が契約締結しているが
戸室ごとに契約している場合

証券単位で加入や継続、
解約の手続きをする必要があり
大変な事務処理となってしまいます

After

貴社が賃貸、
所有する社宅が
自動的に補償されます

役員・従業員からの
申込書取付不要

加入もれの心配解消

企業の
事務処理軽減!



今よりももっと簡単で安心感のある管理方法を検討してみませんか？

社宅の火災保険チェックシート



社宅の火災保険のチェック

Yesなら
こちらに
チェック!

保険契約に係る事務作業について 効率化を図りたいとお考えですか？

「社宅総括契約」なら、1保険証券で賃貸入居者用火災保険を包括的に補償するため、ワンストップ管理が実現します！



社宅賃貸入居者用火災保険の 加入もれは心配ではないですか？

もし社宅で火災や漏水事故が発生してしまい、役員・従業員が継続手続きを忘れていた場合は、企業責任を問われる可能性もあります。

「社宅総括契約」なら、加入もれの心配が解消されます。



社宅の数は10戸以上ですか？

10戸以上なら、「社宅総括契約」の加入が可能です。



AIG損保の「社宅総括契約」におまかせください！

- このチラシは「リビングパートナー保険 総括契約に関する特約」の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

お問い合わせ・お申し込みは

TEL: 03-6848-8500 (大代表)

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>